

論 文

# 中日戦後漢字改革における比較考察

——字体問題を中心に——

劉 哲

広島大学大学院文学研究科博士課程後期

Comparative study of Chinese and Japanese Kanji reform after  
the World War II : Focusing on the form of Kanji

LIU Zhe

**Abstract:** As one of the oldest character all over the world, Kanji have been widely used in China, Japan, North and South Korea, Vietnam, etc. After the world war II, Chinese and Japanese both carry out a reform of Kanji and enacted new language policy. There are many similarities and differences between Chinese and Japanese Kanji reform. This study aims to compare Chinese and Japanese Kanji polity and reform regarding content and order of the reform, the number of the Kanji common usage list, the method of simplification, the role of Kanji common usage list. From the comparison, it becomes clear that the purpose of Japanese Kanji reform is number restriction. And on the other hand, the purpose of Chinese Kanji reform is simplification. And this paper clears up the reason why Chinese and Japanese purpose is different from the aspects of social and cultural background. Finally, this paper discusses the change of Chinese and Japanese Kanji policy by comparing with the present policy.

**Key word:** Kanji reform, Kanji restriction, Kanji simplification, Kanji policy

## 1. はじめに

漢字は世界で最も古い文字の一つとして、3000 年以上の歴史をもっている。この長い歴史の中で、漢字は甲骨文、金文、小篆、隸書、草書、楷書、行書といいくつかの段階を経て、字体も変遷している。それらの段階を経て漢字の字体は、主に簡略化される傾向にあった。

現在、漢字は中国と日本において使われているが、字体は異なることが多い。それは主に両国戦後の漢字政策が異なるためである。戦後、教育の普及

率、識字率を向上させるため、中日の両国は漢字の数を制限し、字体を簡略化した。両国は一衣帶水の隣国として文化や言語が似ているところが多いため、漢字改革も共通点が多い。しかし、当時の社会状況や文化背景などが異なることから、相違点も多いと考えられる。

本論文は中日における漢字改革の相違点を明らかにするために、戦後中日における漢字改革の順序、字数、漢字を簡略する方法、漢字表の役割などについて様々な面から比較する。そして、中日における当時の社会背景と文化背景に基づき、漢字改革に違いが生じた原因を究明する。最後に、現在の中日における漢字使用の状況を比較し、漢字改革の変化を分析する。

## 2. 先行研究

中国と日本の戦後漢字改革に関する研究は多いが、中日を比較する研究の数は限られている。松尾（1983）は中国の文字改革の背景、必要性と実態をまとめ、日本における「常用漢字表」のいくつかの問題を指摘し、中日略字共通化は不可能という結論を得ている。馮（2005）は異体字が大量に形成された根源、漢字の簡略化の傾向と簡略化漢字の功過を論じる上で、中国と日本が漢字を簡略化した時期、簡略化された漢字の字数、簡略化の方法と簡略化した字体を比較している。また、現在漢字の書き方には各国で分岐が発生し、文字を介したコミュニケーションの交流には困難が生じるため、その対応策について検討する必要があると論じている。張（2009）は中日の漢字改革の共通点を以下の3つの点にまとめた。中日の両国において「漢字廃止論」が提起された点、漢字に対する批判の根拠が一致している点、近代化の過程において漢字を簡略化していた点である。呉（2014）は戦後中日漢字改革の流れをまとめる上で、漢字簡略化における中日の社会的反響を分析している。日本では漢字表の目的が「制限」から「目安」に移り変わり、中国では漢字が簡略化された一方、繁体字などの使用も禁止されなかつたことが明らかにされた。中日の漢字はそれぞれ改革の道を進んできており、全く別の文字であると再認識できると述べている。

以上の先行研究を踏まえると、ほぼ同じ時期に漢字を簡略化した中国と日本の、簡略方針及び簡略方法などの違いに着目し、比較研究を行っている論文は少ないと考える。また、これまでの比較研究は中日漢字改革について表面的要素を比較しているが、根本的な違いとそれが生じた原因については言

及していない。したがって、本論文は、現在の中日両国の漢字政策についても取りあげながら比較を行う。

### 3. 中日における漢字改革の流れ

現在中日が使っている漢字は戦後に制定した漢字表によるものだが、中日の漢字改革は戦後から始まったわけではない。中日とも戦前に行われた漢字改革が、戦後の漢字政策に大きな影響を与えている。そこで中日漢字改革を比較するために、まず戦前から今までに行われた漢字改革の流れを簡単に紹介する。

#### 3.1 日本における漢字改革の流れ

日本における漢字改革の歴史は、明治時代まで遡ることができる。1866年に前島密は「漢字御廃止之儀」を提出し、仮名文字による教育の普及を主張した。また、1873年、福沢諭吉は『文字之教』でいきなり仮名やローマ字などに変更せず、まずは漢字の数を減らすべきと主張した。当時、民間には漢字について「漢字制限論」、「ローマ字専用論」、「仮名専用論」などいくつかの主張があった。そして、政府機関も民間の影響、特に「漢字廃止論」の影響を受け、できるだけ漢字の数を少なくするように試みた。1921年に日本政府は「臨時国語調査会」を設立し、1923年に「常用漢字表」を公布した。これは日本政府が初めて作った漢字制限案で、その中に1963字と略字表154字が収められた。しかし、「常用漢字表」が推進される前に、関東大震災が起きたことで、中止を余儀なくされた。その後も、政府による漢字制限の試行は止まらず、1942年、「常用漢字表」を修正した「標準漢字表」が発表された。「標準漢字表」には「簡易字体」という項目がある。「簡易字体」には民間で使われている簡易字体（略字と俗字）が正式用字として認定された。しかし、当時の民間の反対により、「標準漢字表」は実施できなかった。ただし、「標準漢字表」は「簡易字体」を漢字表に収めているという点で、戦後の漢字政策に大きな影響を与えた。また、「標準漢字表」は戦後に制定された「当用漢字表」の重要な基礎資料として、大きな意味を持っている。

第二次世界大戦の後、アメリカ教育漢字使節団が漢字制限を早めに行うことを要求した。その影響により、日本は短期間で漢字を再び整理し、1946年に「当用漢字表」（1850字）を発表した。しかし、「当用漢字表」の「まえが

き」では「字体と音訓との整理については、調査中である」と書かれており、漢字の字体と読み方を示さなかった。それらの問題を解決するため、1948年に「当用漢字表別表」と「当用漢字表音訓表」、1949年に「当用漢字字体表」が内閣により告示された。「当用漢字字体表」によって、漢字が印刷される際の字体が定められた。

1981年、「常用漢字表」（1926字）は「当用漢字表」、「当用漢字字体表」、「当用漢字表音訓表」を1つにまとめたものとして内閣により告示された。しかし、コンピューターやワードプロセッサーの普及に伴って、「常用漢字表」以外の漢字（表外字）が使われる場合が多くなった。それらの漢字の字体、読み方などはまだ混乱していたため、2000年に「表外漢字字体表」が発表された。日本政府は、パソコンや携帯電話の普及は人々の漢字使用に大きな影響を与えると深刻に捉えた上で、2010年に「改訂常用漢字表」を告示した。「改訂常用漢字表」は「常用漢字表」に196字を追加、5字を削除した計2136字となっており、現代に至っている。

### 3.2 中国における漢字改革の流れ

中国の漢字の簡略化は清末まで遡ることができる。当時、陳光堯、錢玄同をはじめ、民間学者は俗体字を採用すること、簡体字の合法的地位を承認することを要求した。民間の漢字簡略化運動の影響を受け、中華民国政府も漢字の簡略化を重視し始めた。1935年8月、教育部は「第一批簡体字表」を発表した。これは中華民国の唯一の簡体字表であると同時に、中国政府により公布された最初の簡体字表である。しかし、中国国民党の内部で起きた争論が原因で、1936年1月に開催された党中央第5回政治会議では、「第一批簡体字表」は一時棚上げとなつた。また、1937年から中日戦争が始まったため、漢字簡略化運動も停滞した。中華民国では実施できなかつたが、当時の漢字の簡略する方法と分類する方法は、中華人民共和国が建国された後の漢字簡略化政策に大きな影響を与えた。

1949年、中華人民共和国が建国され、識字率の上昇と教育の普及のために、漢字の簡略化政策が新中国における言語政策の三本柱の1つとして重視された。1952年に「中国文字改革研究委員会」が設立され、その中に、漢字簡略化を担当する「漢字整理組」が組織された。1956年、委員会（1954年に「中国文字改革委員会」に改名された）は『漢字簡化方案』を発表した。『漢字簡

化方案』には3つの表があり、第1表では簡略化された漢字230字、第2表では簡略化された漢字285字、第3表では簡略化された部首54個とその部首により簡略化された漢字1721字が収められ、合計2236字が簡略化された。民間の意見を考慮した上で、1964年、『簡化字総表』(2236字)が公布された。

その後、文化大革命のため、言語政策の推進は一次停滞した。1970年のはじめ頃、民間では新たな簡体字が流行した。新たな簡体字は1964年に公布された簡体字より更に簡単であった。漢字使用の変化に応じて、1977年に『第二次漢字簡化方案(草案)』が『人民日報』で発表され、民衆の意見を求めた。この方案にも第1表と第2表があり、第1表には248字、第2表には605字が収められていた。意見を求めるために、第1表の漢字が新聞と書籍で試用された。試用の結果、類似した文字が増加すると記憶する負担が増えるという反対の意見が多くあがった。1986年、国務院は『第二次漢字簡化方案(草案)』の廃止を発表した。同年10月、1964年に発表された『簡化字総表』を若干修正した上で、新たな『簡化字総表』(2235字)が発表された。そして、1988年1月には『現代漢字常用字表』が発表され、常用字2500字、次常用字1000字が収められた。同年3月に『現代漢字通用字表』(7000字)が発表された。ここに至って、中国の漢字簡略化政策は1つの決着を迎えたのである。

2013年、1級字(教育と日常生活でしばしば使われる漢字)3500字、2級字(1級字より使わないが、書籍編集と印刷、情報処理で使われる漢字)6500字、3級字(人名、地名、小中学校の教科書で使われる古文字)1605字、総計8105字を収録した『規範通用常用字』が発表された。現代中国で使われる漢字はこれにより規範化、系統化されるようになった。

#### 4. 戦後の漢字簡略化における中日比較

中日漢字改革の流れから、両国とも漢字字数の制限、漢字字体の整理と簡略化を行ったことが分かる。続いて中日漢字改革の順序、字数(簡略化された漢字の字数と漢字表の字数)、漢字を簡略化する方法、漢字表の役割という4つの方面から中日の漢字改革を分析する。第4節で中日漢字改革を比較するにあたり、中国は1949年から1988年まで、日本は1945年から1981年までの政策を中心に比較する。その後の漢字字体に関する政策は第6節で分析する。

#### 4.1 漢字改革の順序についての中日比較

日本は戦後1年となる1946年11月16日に「当用漢字表」を発表した。「当用漢字表」は主に戦前の「標準漢字表」を継承している。「当用漢字表」の中に「簡易字体」という項目があるが、それは日本政府によって簡略化された漢字ではなく、ほとんどが当時社会で広く使われていた略字と俗字であった。また、「当用漢字表」のまえがきには「字体と音訓との整理については、調査中である」と書かれていた。「当用漢字表」は当時法令・公用文書・新聞・雑誌及び一般社会で使用できる漢字の範囲を制限しただけで、漢字の字体と音訓を示さなかった。漢字の字体が定着するようになったのは1949年に「当用漢字表字体表」が発表された後のことである。また、1981年に公布された「常用漢字表」の字体は「当用漢字表字体表」から大きく変わらなかつた。追加された95字の他に、「燈」が「灯」に変わっただけである。追加された95字は元々表外字であるため、簡略化されなかつた字が多いが、「常用漢字表」に入ることを機に、簡略化された字も少しではあるが存在した。

このような日本漢字改革の流れから、日本は漢字表を作つてから、漢字字体を定めたことが分かる。つまり、漢字の使用を制限した後、漢字の字体を選定したり、簡略化したりしたといえる。

続いて、中国の漢字改革に着目する。第3節で紹介したように、中国では1952年に「中国文字改革研究委員会」が設立された。委員会により、1955年に『第一批異体字整理表』、1956年に『漢字簡化方案』、1964年に『簡化字総表』が発表された。これにより、中国の第一次漢字簡略化が終わつた。また、1986年に新たな『簡化字総表』(2235字)が発表され、1988年1月に『現代漢字常用字表』、同年3月に『現代漢字通用字表』が発表された。

中国は漢字を簡略化する作業にかかった時間が長く、日本より常用字表の制定が遅いと考えられる。中国は日本と逆で、漢字の字体の選定（主に異字体の整理）、または漢字の簡略化をしてから、常用字表を作つていた。つまり、漢字の字体を整理・簡略化してから、漢字の字数を減らしたといえる。

この順序の違いは当時の中日漢字改革における重点の違いを表していると考えられる。両国において漢字改革で行われた作業は似ているが、日本は「漢字制限」を中心に行い、中国は「漢字簡略」を中心に行ったといえる。

## 4.2 字数についての中日比較

簡略化された漢字の字数と常用漢字表の字数について中日比較を行う。

日本の「当用漢字表」は総計 1850 字で、中には簡易字体 131 字が収められている。実際の表では、簡易字体をはじめに書き、カッコの中に本来の字体（『康熙字典』の字体）を示すという形で掲載された。「当用漢字表字体表」の字体には 3 つの種類がある。(1)活字として従来用いられた形をそのまま用いたもの、(2)活字として従来二種以上の形があった中から一つを採ったもの、(3)従来活字としては普通に用いられていなかったものであると示された。「当用漢字表字体表」の中では、(3)が 34 字あることを提示されているが、(2)の数は示されていない。「常用漢字表」は新字体を表す時、後ろにカッコを付け、旧字体を提示した。旧字体が提示された字は合計 352 字である。したがって、日本の戦後の漢字改革において簡略化された漢字は合計 352 字であり、常用字表の字数は 1945 字である。

中国の場合は、『簡化字總表』に 2236 字、再発表された『簡化字總表』には合計 2235 字が収められた。『現代漢字常用字表』では常用字 2500 字、次常用字 1000 字が含まれており、同年 3 月に発表された『現代漢字通用字表』には 7000 字が収録されている。したがって、中国の戦後の漢字改革において簡略化された漢字は合計 2235 字であり、常用字表の字数は 3500 字である。

簡略化された字数を中日比較してみると、日本で簡略化された漢字は 352 字、中国で簡略化された漢字は 2235 字と、中国は日本より 6.35 倍多いことが分かる。また、日本の常用字表には 1945 字、中国の常用字表には 3500 字が収録されており、中国は日本より 1555 字多いことが分かる。簡易字体の比率をみると、日本では常用漢字の中に 18% 存在するのに対して、中国の常用漢字の中には 64% も存在している。

以上の結果から、日本は簡易字体の使用よりも、漢字をより少ない数に制限することを重視したこと、中国は漢字の数を減らすことよりも、漢字の簡略化を重視したことが分かる。

## 4.3 簡略化する方法についての中日比較

漢字を簡略化する方法について中日比較するために、まず両国の方法を説明する。

日本の場合は 4.2 で少し紹介したが、「当用漢字字体表」の「備考」には字

体について以下のように書かれている。(3)のア——クは簡略化する方法だと考える。

- (1) 活字に従来用いられた形をそのまま用いる。例：山、川、金など。
  - (2) 活字として従来二種以上の形のあった中から一を採用する。例：「効」—「效」、「冊」—「册」など。
  - (3) 従来活字としては普通に用いられていなかったものは新しい字を創る。
    - ア. 点画の方法の変わった例：「巻」—「卷」、「羽」—「羽」
    - イ. 画の長さの変わった例：「急」—「急」、「告」—「告」
    - ウ. 同じ系統の字で、または類似の形で、小異の統一された例：「拜」—「拝」（「招」をまねするように）
    - エ. 一点一画が増減し、又は画が併合したり分離したりした例：「歩」—「步」
    - オ. 全体として書きやすくなった例：「亞」—「亜」、「兒」—「兒」
    - カ. 組立の変わった例：「黙」—「默」
    - キ. 部分的に省略された例：「藝」—「芸」、「應」—「応」
    - ク. 部分的に別の形に変わった例：「廣」—「広」
- 中国の『簡化字總表』では具体的な簡略化方法が示されなかった。ここでは陳（1999）がまとめた方法を紹介する。
- (1) もとの漢字の輪郭を残す。例：「慮」—「慮」、「蓋」—「蓋」、「傘」—「伞」など。
  - (2) もとの漢字の特徴的な部分を残す。例：「聲」—「声」、「開」—「开」、「寧」—「宁」など。
  - (3) 形声文字での複雑な音符や意符を簡単なものに換える。例：「劇」—「剧」、「億」—「亿」、「癢」—「痒」など。
  - (4) 非形声文字を形声文字に改める。例：「態」—「态」、「郵」—「邮」、「審」—「审」など。
  - (5) 同音の漢字によって代替させる。例：「裏」—「里」、「醜」—「丑」、「臺」—「台」など。
  - (6) 草書体を使う。例：「東」—「东」、「書」—「书」、「馬」—「马」など。
  - (7) 複雑な偏旁を簡単なシンプルなものに改める。「僅」—「仅」、「漢」—「汉」、「勸」—「効」「言」—「讠」、「金」—「钅」など。
  - (8) 新しい会意文字を作る。「滅」—「灭」、「叢」—「从」、「體」—「体」など。

ど。

(9)記号による代替。「義」—「义」、「頭」—「头」、「幣」—「币」など。

(10)古字を借用する。「雲」—「云」、「従」—「从」、「電」—「电」など。

次に、中日の簡略化方法を対照させながら、両国の特徴を分析する。まず、日本と中国の簡略化方法を以下のように整理した。

表1. 種類別における漢字簡略化方法（日本）

点、画の増減と方向、長さの変化	点画の方法が変わった
	画の長さが変わった
	一点一画が増減し、又は画が併合したり分離したりした
全体的な簡略	全体として書きやすくなった
	組立が変わった
部分的な省略と簡略	同じ系統の字で、または類似の形で、小異が統一された
	部分的に省略された
	部分的に別の形に変わった

表2. 種類別における漢字簡略化方法（中国）

部分の省略と簡略	もとの漢字の輪郭を残す。
	もとの漢字の特徴的な部分を残す。
	複雑な偏旁を簡単なシンプルに改める。
六書（造字法）による簡略	形声文字での複雑な音符や意符を簡単なものに換える。
	非形声文字を形声文字に改める。
	新しい会意文字を作る。
全体的な代替	同音の漢字によって代替させる。
	草書体を楷書体化する。
	記号による代替。
	古字を借用する。

表1と表2からわかるように、日本と中国における漢字の簡略化の違いは以下の5点にまとめることができる。

(1)中国では古典の造字法「六書」の視点から漢字を簡略化したという特徴があるが、日本では造字法の視点がみられない。日本は漢字を簡略化した際、

「字源主義」を排斥したと考えられる。安藤正次は1948年に第十四回国語審議会総会で「字体整理に関する主査委員会の審議経過報告書並びに原案の説明」という報告を行い、以下の内容を発表した。「(前略) おなじく(中国と)字体を整理するのに整理の心組みが違えば手段も結果も違って参ります。復古を目標においての字体の選定では、もっぱら字源主義をとることになりますし、単に統一しさえすればよいというのならば、一も二もなく、康熙字典か何かに準処をもとめるというのも1つの案であります。(中略)我が国の国情からみて、同じく字体の整理をはかるにいたしましても、その国字としての立場に重きをおき、我が国民の読み書きを平易にし、正確にすることをめやすとすることにしたのでございます。(中略)点画の組合せの複雑なもので省略の可能なものは、これを簡易化する。点画の組合せの微妙な差異はなるべく問題にしない。簡易字体の歴史的因縁の浅いものでも、社会的慣用が相当有力であるとみとめられるものは、なるべくこれを採用するなどの方法によって字体を決めることにいたしました(後略)」。安藤の発言から、日本の漢字の簡略化は主に当時の使用状況により決められ、造字法や字源に関する関心は薄いことが分かる。

日本と異なり、中国では「形声文字での複雑な音符や意符を簡単なものに換える」、「非形声文字を形声文字に改める」、「新しい会意文字を作る」というような「六書」に基づく方法を用いて、漢字を簡略化することが多い。さらに、「草書体を楷書体化する」や「古字を借用する」という方法もあり、日本より復古的な方法を用いたといえる。

(2). 中国において漢字が大幅に簡略化されたのに対し、日本は漢字の原型を保つつつ点や小さな修正を加えている。日本には「点、画の増減と方向、長さの変化」に関する簡略化方法が3つあるが、中国には1つもない。さらに、中国の「義」—「义」、「頭」—「头」、「幣」—「币」などの記号に代替されたような大幅に簡略化された漢字は、日本の簡易字体にはほとんどない。

(3). 中国漢字は部首と偏旁を簡略化することで、同じ部首の漢字にも同様の簡略化がなされる。それに対して、日本の簡略化方法は一字を対象としており、部首と偏旁を簡略することはない。中国の『简化字總表』(1986)では14つの部首が簡略化された。部首の簡略化によって簡略化された漢字は全ての簡体字の中で大きな割合を占めている。

(4). 中国は1つ以上的方法で簡略化された漢字もあるが、日本ではほぼ1

つの方法で簡略化しており、重複して簡略化することはほとんどない。例えば、中国の「講」—「讲」、「臨」—「临」、「誤」—「误」などの漢字は部首が簡略化されると同時に、他の部分も簡略化された。中日ともに簡略化された漢字の例は「輕」(日) — 「輕」(元) — 「轻」(中)、「驅」(日) — 「驅」(元) — 「驱」(中)などがある。

(5). 日本には「同じ系統の字で、または類似の形で、小異が統一された」という簡略化方法があるが、中国はない。「全」という字は「全」のように書いたが、「今」を参考にし、「全」に簡略化された。「抜」も「拔」のように書いたが、「友」を参考にすることで「抜」に簡略化された。中国では1つの複雑な部分は全て同じように変わるものが多いが、日本のようにほかの漢字を参考にして簡略化することは少ない。

両国で共通している部分としては、「部分的に省略する」と「部分的に別の形に変わる」の2つの方法がある。

続いて、中日における漢字簡略化方法の違いを含めて、両国の簡略化方法の特徴を考察する。日本の「当用漢字字体表」の「まえがき」に示されている字体選定の方針は、「漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定する」である。また、安藤が「簡易字体の歴史的因縁の浅いものでも、社会的慣用が相当有力であるとみとめられるものは、なるべくこれを採用するなどの方法によって字体を決めるにいたしました」と述べたように、日本では字体を決めた際、社会的慣用が一番重要視された。「当用漢字字体表」に(3)從来活字としては普通に用いられていなかった漢字、つまり新しく簡略化された漢字は34字だけである。このことからも日本は漢字の簡略化より、当時社会で広く用いられていた漢字を選定する傾向があると分かる。それに比べて、1950年代の中国における漢字簡略化の方針は「約定俗成、穩歩前進」(社会の約束ごととして定着させ、穏やかに進む)であった。それまでの漢字簡略化の歴史を基礎として、新たに簡略化を行うために、作業はまず長く民間に流布し、すでに市民権を得ている簡体字を整理して検討することから始まったのである。あとはこれに必要最小限の修正と補足を施しただけであった。中国は当時民間で広く用いられていた漢字に基づいて漢字の簡略化を行ったが、日本のようにできるだけ俗字をそのまま採用するという方針はとらなかった。中国はより体系的な方法を使い、字体を大幅に簡略化したと考えられる。

中日における漢字を簡略化する方法を比べてみると、日本はできるだけ当時社会的に広く用いられていた漢字を選定し、その上で小さな修正を加えて漢字を簡略化する特徴がある。中国は民間に使われている漢字を整理・検討した上で、より体系的な方法で字体を大幅に簡略化する特徴がある。簡略する方法の違いが生じた原因は第5節で詳しく分析する。

#### 4.4 漢字表の役割における中日比較

日本の「当用漢字表」の「まえがき」には、「この表は法令・公用文書・新聞・雑誌及び一般社会で、使用する漢字の範囲を示したものである」、「この表は、今日の国民生活の上で、漢字の制限はあまり無理がなく行われることをめやすとして選んだものである」と記述されているが、「使用上の注意事項」には「この表の漢字で書きあらわせないことば、別のことばにかえるか、または、かな書きにする」と記述されている。したがって、「当用漢字表」は「漢字の制限はあまり無理がなく行われること」と提示しているが、漢字を制限する役割も果たしていた。「常用漢字表」の場合は、「まえがき」では「この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現在の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである」と記述されている。「常用漢字表」において、役割が「制限」から「目安」に変更されたことは、漢字の使用が自由になったということを示している。加えて、「常用漢字表」は「当用漢字表」に95字を追加しており、漢字制限の意味が弱くなつたことを証明していると考える。また、「常用漢字表」には「字体についての解説」があり、その中に、「明朝体活字のデザインについて」と「明朝体活字と筆写の楷書との関係について」という項目がある。これらの項目では、明朝体活字の各デザインにより字体上に些細な区別がある場合、また印刷された字と手書きの字に区別がある場合は同じ字種と認めることを規定している。このことから、「常用漢字表」は同じ字種の中でも字体には些細な区別があることを認め、漢字の字体に寛容な態度をもつてゐるといえる。

中国の場合は、1986年に発表された「『簡化字総表』が再発表されたことについての説明」には、簡体字の使用を「社会用字は『簡化字総表』を標準として使うべし。『簡化字総表』で簡略化された漢字は繁体字のかわりに簡体字を使うべし。『簡化字総表』の簡略化方と異なる方法で簡略化された漢字、『第二次漢字簡化方案（草案）』により簡略化された漢字および社会に流行つ

ている各種の簡体字は規範に反する簡体字と認め、使用は停止すべし」と規定された。上記の説明より、繁体字の使用禁止と簡体字の使用は政府により厳しく規定されたことが分かる。しかし、1988年に発表された『現代漢語常用字表』の「まえがき」には「語文教育（国語教育）および他の方面の要求に応じて、『現代漢語常用字表』を作り、公布する」とだけ記述されていた。『現代漢語常用字表』の制定は主に語文教育のためであり、漢字の使用を制限しているわけではないことが分かる。また、『現代漢字常用字表』の「まえがき」には、よく使われている漢字のなかで常用字がどのくらいを占めているかを示す「抽樣検驗」という項目がある。「抽樣検驗」により、『現代漢字常用字表』で定められた2500字の「常用字」が実際に社会で使われている漢字のうちの97.97%を占め、同じく1000字からなる「次常用字」が1.51%を占めていることが分かる。合計3500字からなる常用字が、日常的に使われる漢字の99.48%を占めていることになる。中国は利用頻度が高い漢字を選び、常用字表を作ったが、漢字の使用には非常に寛容な態度をもっている。中国が漢字の数を減らすために行なった作業の中心は、異体字の整理であり、漢字の制限ではない。つまり、中国の漢字表が「制限」したのは漢字の字体であり、使用できる漢字の数ではないと考えられる。

中日の状況を比較してみると、日本の漢字表は漢字の数を厳しく規定しているが、字体については寛容な態度をもっていることが分かる。それに対して、中国の『簡化字総表』と『現代漢字常用字表』は漢字の字体について厳しく規定しているが、漢字の数を厳しく制限していないことが分かる。しかし、近年、中日とも漢字についての態度は緩やかになってきている。日本の漢字表の役割は「制限」から「目安」に変わり、表外字が使われることも多くなつた。また、中国では1990年ごろ「繁体字ブーム」が起き、一時的に流行した。それに対して、政府は繁体字の使用を禁止せず、寛容な態度を示した。

第4節は中日における戦後の漢字改革を順序、字数、漢字を簡略化する方法と漢字表の役割という4つの観点から比較した。比較した結果、日本の漢字改革の目的は「漢字制限」にあり、中国の漢字改革の目的は「漢字簡略」にあつたことが明らかとなった。順序、字数、簡略化する方法などに様々な違いをもたらした目的の違いは、現在における中日の漢字使用状況の違いの根本的な原因であることが考えられる。第5節では、中日における戦後漢字

改革の目的が異なる原因を当時の社会背景と文化背景から分析する。

### 5. 漢字改革の背景についての中日比較

第4節の分析から中日における漢字改革は共通点が多い一方、目的をはじめとした異なる点も多いことが分かる。中日において漢字改革の目的が異なっていた原因は、社会背景と文化背景にあることが予想される。そこで、戦後の漢字改革における目的が異なる原因を、当時の社会背景と文化背景の違いから分析する。分析にあたり、まず当時の社会背景における漢字改革の必要性を説明する。

当時、中日とも漢字は国家近代化の妨げになるため、改革するべきであると考える人が多かった。理由は以下のようにまとめられる。まず、漢字は難しすぎるため、使用状況には混乱がみられ、読み書きしにくい文字であった。松尾（1983）は、当時中国では、漢字の欠点を一口に「三多五難」と称していたと述べている。「三多」というのは「字数が多い」、「筆画が多い」、「読音が多い」ということである。「五難」というのは「難認（みわけにくい）」、「難読（よみにくい）」、「難写（かきにくい）」、「難記（覚えにくい）」、「難用（使いにくい）」ということであると述べている。この点は日本における漢字の欠点の認識と共通していると考えられる。戦後、中日ともに政治、経済など様々な領域で新しい制度を実施し、近代化社会に移行することを目指していたため、社会改革に応じて、教育改革も必要であると考えられていた。アルファベットより学習しにくい「三多五難」の漢字は、学習者に大きな負担をかけ、教育の普及を妨げると考えられた。また、漢字はタイプライターやコンピューターでは使えなかつたため、印刷などには不便だと考えられた。

このように漢字改革の必要性において共通点がみられた一方で、当時の中日には異なる国情があった。まず、中日の重要な違いの一つとして、日本には漢字以外に仮名があるが、中国には漢字以外に使える文字がなかつたことが挙げられる。日本では「当用漢字表」の公布後、「当用漢字表」に収録されなかつた漢字は仮名で書かなければならぬと規定された。書き換えは大変だったが、ある程度遂行されたようである。中国では戦後、中国語の表音化運動が起り、ピンインが作られたが、実際にピンインを漢字に書き換えることは規定されなかつた。以前から仮名が使われてきた日本に比べて、中国において漢字を今まで使つたことなかつた文字に換えることは、非常に困難

であることが予想される。この違いを踏まえると、日本が漢字を2000字以内に制限できることは、仮名の使用と大きな関係があると推察される。中国における戦後の漢字改革の最終目的も中国語の表音文字化であったが、当時の文字使用状況により、漢字をピンインに換えることは現実的ではなかったと考える。

また、日本では戦前から「漢字廃止論」、「漢字制限論」、「ローマ字専用論」などを強く主張する人が多かった。戦後には「連合国最高司令官総司令部」の要請によって「アメリカ教育使節団」が来日した。日本の漢字文化に無理解であった彼らは、漢字を全廃することを主張し、漢字制限による早急な解決を指示した。こうして日本政府は民間の声と「アメリカ教育使節団」の意見に影響を受け、漢字を厳しく制限したのである。阿辻（2010）によると、1946年の「当用漢字表」は戦前の漢字制限の路線に沿ったものであり、文言としてはつきりと明言されてはいないが、明らかに漢字全廃に向かう過渡期での規格という性格をもつものであったことが述べられている。したがって、当時の日本における漢字改革は、ローマ字へ移行するための一過程として制定されたものであり、今後も漢字を使用することを想定したものではなかった。

これに対して、中国では漢字廃止論者も存在したが、日本より漢字を廃止する声が小さかった。1920年に「減省漢字筆画底提議」を発表し、漢字を簡略化する方法を考案した錢玄同は実は漢字廃止論者である。錢玄同は中国語の表音文字化を最終目標として掲げたが、中国における当時の社会状況を踏まえ、漢字の必要性も感じていた。そこで、錢玄同は一時的な方法として、漢字の数を減らし、書き方を簡略化すべきと主張した。また、陳（1999）によると、吳玉章は1955年4月の全国政治協商会議の報告会で『漢字簡略化問題について』と題する演説を行い、漢字をローマ字に移行するまでに、まず現在通用している漢字を適切に整理して簡略化し、教育・読書・書写の面、それに日常生活での使用上の困難をできるだけ少なくすることが急務である」と述べている。以上より、中国は「ローマ字への移行」を最終の目的として、漢字簡略化を行ったが、当時の社会状況を考えて、まず漢字の簡略化も十分に重視すべきと考えていたことがわかる。

最後に、日本が中国より簡略化した漢字が少なかった理由として、当時の両国の文盲率が挙げられる。「アメリカ教育使節団」の要求によって、1948

年8月に日本全国で日本語読み書き能力調査が行われた。阿辻（2010）が紹介したその調査の報告書をみると、90点を取った者は4.4%である。0点（全く1字も書けない白紙の者と、書いてもひとつとして正答がなかった者を含む）を取った者は1.7%であり、仮名は書けるが漢字を書けない、つまり「文盲」に近い者の数を加え、当時日本の文盲率は2.1%と推定される。つまり、当時一般的な日本人の識字能力は決して低くなく、世界的に見ても高い水準を維持していたということが分かる。それに対して、陳（1999）によると、1940年末期までは中国の文盲人口は同世代人口の80%にも達していた。これらのことから、当時の中国は日本より文盲率が高く、字体が複雑な繁体字をより簡単に、大幅に簡略化する必要があったと考えられる。

以上の分析から、中日における漢字改革の違いは、当時の中日における社会状況の違いと大きな関係があるといえる。日本が「漢字制限」を重視したのは、民間学者の声、「アメリカ教育使節団」からのプレッシャーだけでなく、仮名の使用にも関係があると考える。中国が「漢字簡略化」を重視したのは、漢字とピンインの使用状況や当時の文盲率に関係があると考える。

このような違いがみられた中日であるが、社会の発展に従い、両国とも漢字政策は緩和傾向にある。第6節では両国における最新の常用漢字表に基づき、現在の中日の漢字政策を分析する。

## 6. 現在における中日の漢字政策について

中日の漢字政策も時代の発展に伴って変化してきた。日本では漢字の制限を中心に行われてきたが、1960年代から漢字についての態度は緩やかになっている。1964年3月13日に行われた第7期国語審議会の第53回総会では、吉田富三の「漢字かなまじりを国語表記の正則としこれを声明すること」という提議が取りあげられ審議された。それについて、多くの委員は提案の趣旨にある漢字かなまじり文について審議することは当然のことであり、今日の時点で特に声明を出すことは不必要であるという意見であった。しかし、1966年6月13日に行われた第8期国語審議会の第58回総会では、文部大臣が「今後ご審議に当たりましては、当然のことながら国語の表記は、漢字かなまじり文によることを前提とし、また現代国語の表記を平明にするという趣旨とともに、従来の諸施策との関連をご考慮の上、広い立場から国語の諸施策の改善の方途をじゅうぶんご検討願いたいのであります」と発言した。

日本語の表記の正則は「漢字かなまじり文」であり、漢字は日本語の正式な表記の1つと認められたのである。これは「漢字制限論」または「漢字廃止論」に基づいて行われてきた日本の漢字改革において、1つの重要な転機であると考える。その後発表された「常用漢字表」の役割も「制限」から「目安」に変化している。また、コンピューターや携帯電話の普及の影響により、日本は2000年に「常用漢字表」には収録されていないがよく使われている漢字を選び、字体と音訓を定め、「表外漢字字体表」として発表した。これは表外漢字の使用をある程度認めていることを示している。そして、2010年には「改訂常用漢字表」が告示された。「改訂常用漢字表」は「常用漢字表」に196字を追加、5字を削除した計2136字を収めている。こうした字数の増加も日本漢字政策の変化を反映していると考えられる。

中国では2013年に『通用規範漢字表』が発表された。『通用規範漢字表』は3つの表で構成されており、8500字を収録している。この『通用規範漢字表』には1986年の『簡化字総表』と『現代漢語通用字表』以外に、社会で広く使われている簡体字が226字収録された。また、『通用規範漢字表』の『第一批異体字整理表』には「異体字」と認めた「喆」、「森」など合計45字が規範字として収められている。1988年に『現代漢字常用字表』を発表した際にも漢字字体の使用について厳しく規定していたが、『通用規範漢字表』では言及されなかった。加えて、『通用規範漢字表』の「まえがき」の最後には「本表は言語生活の発展と実際の状況によって、補充と調整することができる」と書かれており、中国の漢字政策も緩和されていることが分かる。

最後に、第5節で紹介したように、中日において漢字改革が行われた重要な原因の1つとして、漢字がタイプライターやコンピューターで使えないという問題があった。しかし、日本では1978年1月1日に文字コード「JISC 6226-1978」が発表されたため、日本漢字はコンピューターで使えるようになった。中国でも、1980年に文字コード「GB 2312」が発表され、1981年1月1日から中国漢字もコンピューターで使えるようになった。漢字がコンピューターで使えるようになったことは、現在の漢字政策にも影響していると考えられる。

以上に述べたように、現在の中日では漢字の使用が安定しており、漢字の制限、または漢字の簡略化に対して、更に寛容になる傾向にあると考えられる。

## 7. おわりに

本論文は中日における漢字改革の相違点を明らかにするために、戦後における漢字改革の順序、漢字表の字数、漢字を簡略する方法、漢字表の役割という4つの方面から比較した。その結果、漢字改革の目的が中国では「漢字簡略化」、日本では「漢字制限」にあったことで、両国に根本的な違いが生じたことが明らかになった。さらに、当時の中日における社会背景と文化背景に基づき、漢字改革の目的が異なる原因を究明した。日本では民間学者の声、「アメリカ教育使節団」からのプレッシャーや仮名の使用という背景があり、中国では漢字とピンインの使用状況や当時の文盲率といった背景があったことが明らかとなった。この背景に伴い、漢字改革の目的が異なっていたといえる。最後に、現在における中日の漢字使用状況を比較した結果、両国とも漢字政策が緩和しつつあることがわかった。

本論文は漢字改革の字体問題だけを分析したが、中日における漢字改革はその他にも漢字の音訓、人名漢字の制定、漢字コードの発展など様々な内容がある。これらの中日比較については今後の課題したい。

### 参考文献：

- 阿辻哲次（2010）『戦後日本漢字史』新潮社  
胡瑞昌（1999）「漢字の簡略化について」『中国の漢字問題』大修館書店 pp. 75-89  
洪仁善（2011）『戦後日本の漢字政策研究』商務印書館  
今野真二（2005）『常用漢字の歴史——教育、国家、日本語』中公新書  
吳瑤瓊（2014）「近代以降の日本と中国における漢字の移り変わり」一橋日本語教育研究(2) pp. 119-124  
笛原宏之（2006）『日本の漢字』岩波新書  
蒋仲仁（1999）「漢字の簡略化と漢字教育」『中国の漢字問題』大修館書店 pp. 90-107  
陳章太（1999）「漢字簡略化の過去と現在」『中国の漢字問題』大修館書店 pp. 36-59  
張栄渭（2009）「近代化過程における日中両国の漢字の改革について——漢字の簡略化を中心として」北陸学院短期大学紀要1号 pp. 255-270  
張靜賢著、松岡栄志訳（1997）『現代中国漢字学講義』三省堂  
程栄（1999）「繁体字と簡体字について」『中国の漢字問題』大修館書店 pp. 60-74  
馮良珍（2005）「漢字簡略化の歴史的根源とその現状について——あわせて日本と中國における漢字改革を比較する」横浜国立大学教育人間科学部紀要第2号 pp. 65-78

藤井（宮西）久美子（2003）『近現代中国における言語政策：文字改革を中心に』三元社

松尾善弘（1983）「漢字問題と漢字教育」鹿児島大学教育学部研究紀要人文社会科学編第34巻 pp. 1-19

#### 参考資料：

- 中華人民共和国国务院『簡化字總表』（1964）
- 中華人民共和国国家語言文字工作委員會『簡化字總表』（1986）
- 中華人民共和国国务院『漢字簡化方案』（1956）
- 中華人民共和国国家語言文字工作委員會『規範通用常用字』（2013）
- 中華人民共和国国家語言文字工作委員會『現代漢字常用字表』（1988）
- 中華人民共和国国务院『第一批異体字整理表』（1955）
- 中華人民共和国国务院『第二次漢字簡化方案（草案）』（1977）
- 日本国語審議会「国語審議会第14回総会議事録」（1948）
- 日本国語審議会「国語審議会第53回総会議事録」（1964）
- 日本国語審議会「国語審議会第58回総会議事録」（1966）
- 日本文化審議会国語分科会「改訂常用漢字表」（2010）
- 日本国語審議会「常用漢字表」（1981）
- 日本国語審議会「当用漢字表」（1946）
- 日本国語審議会「当用漢字表字体表」（1949）
- 日本国語審議会「表外漢字字体表（試案）」（2000）
- 日本国語審議会「標準漢字表」（1942）
- 日本臨時国語調査会「常用漢字表」（1923）